

令和3年第4回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和3年第4回初山別村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年12月 9日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和3年12月 9日 午前10時 5分宣告
応 召 議 員	1番 高場志津子 2番 三谷 博子 3番 斉藤 勝博 4番 加藤 一裕 5番 山本 康男 6番 長谷川幸廣 7番 鎌田 健治 8番 木村 健一
不 応 召 議 員	なし
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	なし
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 野村 英雄 農 業 委 員 会 長 立田 幸男
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 大水 秀之 経 済 課 長 向井 隆文 主任技師 長谷川孝之 教 育 委 員 会 長 大西 孝幸 農 業 委 員 会 長 向井 隆文 教 育 次 長 事 務 局 長 選 挙 管 理 委 員 会 加藤 明彦 事 務 局 長
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した。
	3番 斉藤 勝博 4番 加藤 一裕
会議の書記氏名	事務局長 寺崎 廣輝 書 記 岩井 陸
そ の 他	なし

村長議会招集挨拶

議長 木村健一君

村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。

村長 宮本憲幸君

令和3年、最後の定例議会となりましたが、第4回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会召集の挨拶を申し上げます。

師走を迎え、本年も残す所3週間程となりました。議員の皆様方には、年末を控え何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました。議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

10月14日の衆議院解散に伴う、第49回の衆議院総選挙は、19日公示、31日投票と異例の短期間の日程で執行されました。結果は、政権与党が議席を減らしたものの、国会を安定的に運営できる絶対安定多数を獲得し、11月10日には、第2次岸田内閣がスタートしました。安定勢力に安住することなく、異なる意見も耳に傾け、議論を通じて合意形成を図る民主政治の本来の姿となるよう期待します。今後起こりうるコロナ第6波への備えを万全にするとともに、社会・経済活動の立て直しを柱に、我が国が直面する様々な課題にしっかりと向き合い、政策を実行に移し、実績を重ねることで国民の付託に真摯に応え、政権運営に当たるよう望むものであります。

この様な中、2022年度の予算編成に向けた各省庁の折衝が終盤を迎えておりますが、増加し続ける社会保障費を抑制しつつ、あらゆる自然災害にも対応できる国土の強靱化や地方再生など、社会背景の変化に対応した求められる政策の実現実行に資する予算となるよう、切望するものであります。

さて、本日の定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め14件を上程致しております。令和3年度初山別村功労者表彰につきましては、議案に記載の方々は、それぞれ本村の振興発展のために、多年にわたりご貢献された方々でありますので、表彰につきまして、ご決定賜りますようお願い申し上げます。又、そのほか単行議案8件に加え、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加、及び予算執行残の整理等を致したく補正をお願い致しております。

それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。議会召集の挨拶といたします。

何分よろしくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議

議長 木村健一君

只今の出席議員数は8名で定足数に達しておりますので、令和3年第4回初山別村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 木村健一君

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番齊藤勝博君、4番加藤一裕君、両名を指名します。

日程第2 会期の決定

議長 木村健一君

日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。

議会運営委員長 三谷博子君

ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。

議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る11月24日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から12月10日までの2日間とすることにいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 木村健一君

お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から12月10日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月10日までの2日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告
議長 木村健一君
日程第3 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。寺崎事務局長。
事務局長 寺崎廣輝君
第4回初山別村議会定例会諸般の報告。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第4 行政報告
議長 木村健一君
日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸君
令和3年第4回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1 令和3年度各会計予算現況のうち(1)一般会計であります。当初予算額22億2,210万円に対し、今回補正額を含め23億9,336万6千円といたしております。
当初予算に対しまして、金額で1億7,126万6千円、率にして7.7%の伸びとなっております。
補正は今回を含め3回行っており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した公共施設等感染予防対策事業、住民学生等PCR検査事業、社会福祉施設等感染防止設備整備費助成事業、指定管理者事業継続支援事業、飲食業並びに農業及び漁業に係る経営継続支援事業、こどもプラス地域経済応援事業、感染症拡大防止事業を、交付金事業のほかには、有明北台団地内部等改修修繕料、コミュニティスポット整備工事請負費、健康管理システム改修業務委託料、村商工会館改修事業補助金、千代田地区テレビ共同受信施設改修事業補助金などを追加しております。
今回提案の補正予算につきましては、歳出では、保育士等修学資金貸付金648万円、特定地

<p>域づくり事業協同組合設立準備補助金370万円、岬センター管理運営委託料720万円、村営住宅内部改修修繕料466万5千円などを追加しているほか、生活交通路線等維持費補助金301万8千円、農業集落排水事業特別会計繰出金436万7千円、職員給与費710万6千円などを減額しております。</p> <p>歳入では、既に普通交付税額が決定していることから、財源調整により、財政調整基金繰入金を5,693万9千円減額いたすものであります。</p> <p>このほか詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げます。</p> <p>次に(2)国民健康保険特別会計であります。当初予算額2億7,000万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2億7,376万9千円、差引376万9千円、率にして1.4%の増となっております。この主な要因は、国民健康保険税、前年度繰越金の増額等であります。</p> <p>(3)介護保険特別会計であります。当初予算額1億9,090万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額1億9,431万円、差引341万円、率にして1.8%の増となっております。この主な要因は、前年度繰越金の増額、介護サービス等諸費の減額等であります。</p> <p>(4)後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額2,390万円に対し、今回の補正を含め、現行予算額2,154万7千円、差引235万3千円、率にして9.8%の減となっております。この主な要因は、広域連合納付金の減額等であります。</p> <p>(5)簡易水道事業特別会計であります。当初予算額1億5,700万円に対し、これまでの補正により、現行予算額は1億6,244万7千円で、差引544万7千円、率にして3.5%の増となっております。この主な要因は、水道施設補修費の増等であります。</p> <p>(6)農業集落排水事業特別会計であります。当初予算額8,320万円に対し、今回補正により、現行予算額は8,490万円で、差引170万円、率にして2.0%の増となっております。この主な要因は、汚泥乾燥肥料収納庫購入費、個別排水処理施設工事請負費の増等であります。</p> <p>2の農業及び漁業生産状況について申し上げます。</p> <p>①水稲、畑作の生産状況であります。11月30日現在の米の生産量は2万8,864俵、生産額は3億4,636万8千円であり、対前年比は、生産量で121.2%、生産額で116.4%、出荷数量に対する1等米比率は100%であります。</p> <p>今年は、高温・多照に恵まれた一方、記録的な少雨の影響が心配されましたが、生産者の努力により、生産量・生産額ともに平年を上回る豊作となりました。</p> <p>小麦の生産量は1,105トン、生産額は3,899万4千円であり、対前年比は生産量で9</p>

1%、生産額で94.4%であります。
水稲、畑作合計の生産額は4億569万6千円で、対前年比111.7%であります。
②畜産の生産状況であります。10月末現在で申し上げます。生産額の合計は3億4,640万7千円で、対前年比87.3%であります。生乳及び肉牛・素牛ともに、生産額は前年を下回っております。
次に、③漁業生産状況であります。11月30日現在の水揚げの合計は、数量771.6トン、金額は3億8,640万3千円で、対前年比は、数量で77.8%、金額で97%であります。
主力魚種の「たこ」は、数量は前年並みで、金額は魚価増により、対前年比108.5%となっております。
「さけ」は、豊漁であった昨年に比べ、数量で64.3%と大きく減少しましたが、金額では1億4千万円を超える水揚げとなっております。
全体では、「ひらめ」「ほたて稚貝」など、一部低調な魚種がありますが、経営安定のため、今後の水揚量並びに魚価の回復・安定を切に願っているところであります。
3の岬センター等の利用状況について申し上げます。
①岬センター利用状況であります。利用者合計が3万5,796人、対前年比2,666人の減、率にして93.1%であります。
②有料公園施設につきましては、利用者合計が3,033人、対前年比156人の増、率にして105.4%であります。
③道の駅につきましては、利用者合計は1万2,933人で、対前年比836人の増、率にして106.9%であります。
④農林水産物直売所につきましては、利用者数合計が3,785人で、対前年比531人の減、率にして87.7%であります。
⑤オートキャンプ場につきましては、合計利用件数は2,716件で、対前年比1,286件の増、率にして189.9%、利用者数は6,299人で、対前年比2,702人の増、率にして175.1%であります。
次に、4の令和3年度建設工事等の発注状況について申し上げます。
(1)土木・建築工事では、計の欄で、発注済10件、1億6,494万5千円、委託業務は、発注済10件、3,148万2千円、発注率は、ともに100%であります。
(2)水道・農業集落排水工事では、計の欄で、発注済2件、492万8千円、委託業務は、発

注済 2 件、1, 7 6 5 万 5 千円、発注率は、ともに 1 0 0 %であります。
以上で、行政報告を終わります。
議長 木村健一君
これで行政報告は終わりました。
日程第 5 一 般 質 問
議長 木村健一君
日程第 5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第 5 5 条の規定により質問開始から 6 0 分以内とします。
発言を許します。2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子君
核抜き条例制定に向けての質問を村長にさせていただきます。
2 年間の調査で最大 2 0 億円の国の交付金が払われる高レベル放射性物質の最終処分場選定に向けた文献調査が後志管内寿都町と神恵内村で、2 0 2 0 年 1 1 月から約 2 年間の予定で進んでいる。すでに住民と NUMO の間で「対話の場」の会合も定期的に行われ、2 0 2 2 年 1 1 月で 2 年となる。その後は、第 2 段階の概要調査に入る予定である。
一方、高レベル放射性廃棄物の地下処分を研究している宗谷管内幌延町にある幌延深地層研究センターを巡り、地下 5 0 0 メートルの掘削調査を道と町が容認し、地元では研究期間延長への不安が広がっているとのことである。
安全になるまで 1 0 万年かかると言われる高レベル放射性廃棄物の処分場で、貯蔵タンクの老朽化や何らかの外的要因に伴う土壌汚染を避けるのは難しいと考えられる。私達は、この時点で 1 0 万年を背負う事になり、次世代を担う子供達に 1 0 万年を背負わせることになるのではないかと。これは、後志管内だけの問題でなく、宗谷管内だけの問題でなく、北海道に位置する全ての市町村、道民に係る問題であると考えます。
令和 3 年 3 月末の記者会見で道知事は、核のごみを「受け入れ難い」とした道の核抜き条例を根拠に文献調査に反対の立場を表明し、慎重な対応を求めている。
子供達の未来のために初山別村も「核抜き条例」を制定した方が良いのではないかと、村長の考

え、村の方針を伺う。
村長 宮本憲幸君
議長。
議長 木村健一君
村長。
村長 宮本憲幸君
三谷議員の「核抜き条例制定に向けて」のご質問にお答えします。
昨年10月、後志管内の寿都町と神恵内村で「高レベル放射性廃棄物」の受け入れの足がかりとなる「文献調査」が始まりました。
地元住民に十分な判断材料や議論の時間が与えられないままの応募決定の踏み切り、多額の交付金と引き換えに住民の不安を生み出したとの報道が繰り返されているところであり、最終処分場誘致までは進まないとの見方がある一方、一度交付金を受け取れば、政府や関係機関などからさまざまな圧力がかかってくるのではとの憶測もなされているところです。
本年10月に執行された寿都町長選挙においては、小規模な自治体を二分する激しい戦いが繰り広げられましたが、町内の分断はその後もしこりを残し、今後の道のりも厳しいものがあるのではないかと推察するところです。
国内における自治体の人口減少、少子高齢化、基幹産業の将来を鑑みたとき、巨額の電源立地地域対策交付金の存在、かたや福島原発における汚染水問題をはじめとした放射性廃棄物の在り方を思うとき、様々な考察があることに思いがめぐるところであります。
一方、北海道は、食を支える農林水産業と豊かな大自然や景観などで多くの魅力が備わっており、都道府県魅力度ランキングでは12年連続1位になるなど、「北海道ブランド」が確立されております。その北海道で高レベル放射性廃棄物の最終処分場の調査研究がなされることは、国内のみならず、世界から見ても北海道ブランドのイメージを著しく損なう懸念があるものと考えるところであります。
さて、ご質問の、子どもたちの未来のため本村においても「核抜き条例を制定しては」との件についてですが、道内における条例の制定状況としては、議員の述べられたとおり、北海道において平成12年、核廃棄物の持込み・受入れ反対を宣言的に定めた「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しており、深地層研究センターのある幌延町においては、研究施設は受け入れるが、町内に放射性廃棄物の持ち込みは認めないとする「深地層の研究の推進に関する条例」を同年に制定されたところでもあります。道内の自治体においては、平成30年に2町が、

また、この度の文献調査実施が契機となり、令和2年12月以降、7つの町村において、いわゆる「核抜き条例」を制定しております。

地震が頻発する我が国で、10万年間事故が発生しない保証はどこにもなく、一度放射性物質が漏れ出せば、取り返しのつかない被害の発生は容易に想像がつきます。「先人の偉業を尊び、力を合わせて豊かな郷土の未来を築く」とした村民憲章を振り返るとき、「子どもたちの未来のために」先人から受け継いだ自然豊かな郷土を守るとの議員のお考えは、私も思いを同じくするところです。

今後の情勢を見守りつつ、「核抜き条例」制定の必要性や機運が高まりを見せたときには、議員各位、村民のみなさんのお考えもいただきながら、条例制定について、より深めて検討してまいりますと考えておりますので、ご理解を願います。

2番 三谷博子君

議長。

議長 木村健一君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子君

10月14日の新聞に地質学者が反対声明を出しております。どの様な声明かと言うと、「両町村の地盤はマグマが水で急激に冷やされて固まった水冷破碎岩が多く存在していることが分かっている。亀裂が生じやすく、割れ目から地下水が入って放射性物質の侵出は避けられない」と指摘されております。さらに「この地質は豊浜トンネル崩落事故など、同管内では脆弱な地盤が原因の崩落が相次いでいるその地層と同じだ」ということでありました。こういう中で、もし核の廃棄物が持ち込まれますと、10万年もどころか、どの位持つのかは想像するに値すると思います。その点を踏まえ私は核の廃棄物を持ち込まないために、そしてまた、村長の仰っていた自然豊かな北海道、そして初山別村もまた第一次産業を主としております。北海道ブランドというのは、初山別に関係しないわけではないし、北海道ブランドの中の初山別の特産物ということになりますので、北海道ブランドが崩れていけばやはり私達も打撃を受けることになりまして、将来この地下水が染み出た放射性物質がどの様に巡ってくるかはまだ私達には研究されていないので想像は付きませんが、もしそういうことになればもっと早い段階で色々な害が出てくると思います。その点については、村長はどの様にお考えでしょうか。

村長 宮本憲幸君

議長。

議長 木村健一君

村長。

村長 宮本憲幸君

この問題は、日本の国のエネルギー政策上の重要な課題ということになるのですけれども、今再生エネルギーの主力電源化もうたわれていますけれども、その中で、新しい日本のエネルギーを考える中で、原子力政策をどう位置づけるのかという国としての考え方、これも私は非常に重要だというふうに思います。ですから、将来展望を常に見据えて今議員も仰られましたけれども、色々な視点からやはり国民的にも或いは地域の問題として捉える必要がある、こういうふうに思います。私たち首長それから議員の皆さん、そしてまた住民の皆さんもだんだん歴史と共に変わっていくわけでありますが、それぞれ異なる時間を生きてく人たちがこの判断をしなければならぬというのは、これは科学的にも地層学的にも専門学的見地からいっても大丈夫でしょ、というところまで確証できない状況の中で、このように結論を導き出すことは出来ないであろうというふうに思います。現段階では、もちろん調査を受け入れるということは到底考えられないわけですが、これからも国のエネルギー政策或いは原子力政策、こういった動きをしっかりと注視し、北海道の考え方やそしてまたこの問題については、一つの自治体だけで収まる問題ではありませんので、広域的な状況の中で、どう判断されていくのかということをしっかり注視しながらその時のタイミングをみて、適切な対応をしてもらいたいというふうに思います。

2番 三谷博子君

議長。

議長 木村健一君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子君

アメリカでこのような廃棄物を蓄積している場所では、白血病で亡くなる方が多く出ているということでもあります。核のごみというのは、放射性物質は流れてどの様に体に回ってくるのかを見ることは出来ません。熱が出るとかそういったことではなくて、じわじわと臭いも形もない物が体の中に入り蓄積され、そして発病していくものであります。昔、芦別にはオゾン層に切れ目がある場所として言われていました。アメリカの核実験の後に芦別で白血病の子ども達が出て参りました。そういったものに関してもそういう原因があるのではないかとということを新聞で子どもの頃読んだことがあります。このようないつどの様に自分たちに巡ってくるか分からない、もし何かあればそれを解決する為には多くの時間が掛かる、そういったものを未来の子ども達の足

かせにさせない為に、今寿都町や神恵内村だけの問題だけではなく、全道的な問題として各自治体が名乗りを上げて、自分たちのそれぞれの意思を示していくことが道知事の判断の材料になっていくと思いますし、また、今行われている文献調査の中でもどのくらいのこれから今後核のごみをそこに持って行く予定なのかとか、そういったことも全く分からないままことがどんどん進んでいっております。こんな時に私たちはただ黙って見ているのではなく、きちんと態度を示していくことが北海道を守り、また、初山別の子ども達を守っていくことにも繋がっていくかと思えます。そして幌延の問題は350メートル掘削で済むはずだったのが、延長され500メートルになってます。期間も本当は今年で終わるはずが延長されています。こういったことでもし寿都町や神恵内村の地盤がやっぱり脆弱なものでだめだといった時に、万が一幌延に持ってこられたら初山別はどうなるのでしょうか。そういったことを考えると私たちは各自治体皆が自分たちの自治体の意思を明確にするのがこれから先重要になってくるかと思えます。村長は今これからの状況を見ながら態度を決めていくということではありますが、初山別村としては北海道に核を持って来ること自体に賛成なんですか反対なんでしょうか、そこはどの様になっているのでしょうか。核のごみを初山別村に受け入れるということは反対ですよね。そこをお聞きしたいと思います。

村長 宮本憲幸君

議長。

議長 木村健一君

村長。

村長 宮本憲幸君

先程の最初の答弁のとおりです。

2番 三谷博子君

議長。

議長 村健一君

2番三谷博子君。

2番 三谷博子君

道知事の権限は第一段階にはなく、第二段階に入ってから意見を述べられるということでありますので、第一段階にある今のうちに各自治体の初山別村の態度を示していくことが、他の自治体にこれからの核に対する問題を提起する良い機会にもなり、また、道のこれからを決めていくことのよい発信源となるかと思えますので、その辺のところをよろしくお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。
議長 木村健一君
これで一般質問を終わります。
暫時休憩します。
(休憩 午前10時50分 再開 午前11時10分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第6 報 告 第 6 号
議長 木村健一君
日程第6 報告第6号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定について〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
報告第6号 専決処分の報告について
損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明がおわりました。
本件は報告事項ではありますが、特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので、報告第6号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。
日程第7 報 告 第 7 号
議長 木村健一君
日程第7 報告第7号 専決処分の報告について〔雄幸橋補修工事請負契約の変更について〕

を議題とします。
説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
報告第7号 専決処分の報告について
雄幸橋補修工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告する。
令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明がおわりました。
本件は報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので、報告第7号 専決処分の報告については、以上で報告済みとします。
日程第8 議案第33号
議長 木村健一君
日程第8 議案第33号 令和3年度初山別村功労者表彰についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第33号 令和3年度初山別村功労者表彰について
初山別村表彰条例第3条の規定により、別紙のとおり表彰するものとする。
令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君

<p>質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>議長 木村健一君</p> <p>異議なしと認め、これより採決します。</p> <p>議案第33号 令和3年度初山別村功労者表彰については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>議長 木村健一君</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第9 議案第34号</p>
<p>議長 木村健一君</p> <p>日程第9 議案第34号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。</p> <p>提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。</p> <p>総務課長 加藤明彦君</p> <p>議案第34号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">令和3年12月 9日提出</p> <p style="text-align: right;">初山別村長 宮本 憲 幸</p> <p>提案理由 行政手続における「書面規制、押印、対面規制の見直し」を図るため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>別紙について朗読説明あり記載省略</p> <p>議長 木村健一君</p> <p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>1番 高場志津子君</p> <p>議長。</p> <p>議長 木村健一君</p> <p>1番高場志津子君。</p>

1 番 高場志津子君
昭和を廃止して、それを西暦で記載するようになるのですか。
総務課長 加藤明彦君
議長。
議長 木村健一君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
元号を外しているのでどう書くのかということでございますが、和暦で表示する予定であります。村の条例改正の他の場合もそうなのですが、古いものでは昭和という元号が残っておりますし、既に平成も経過して今は令和となっております。条例の制定につきまして元号が変わる度に改正となりますと、なにか他の事項があった時にのみしか改正の必要性、緊急性がないということで、和暦の元号を入れず、その時々和暦の表示を記入するというので、あえて空白にさせていただきます。元号が変わる都度の条例改正をいたさないというような趣旨でございます。和暦ですから今後新人で職員になられる方々は令和何年という記入になるということでございます。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第34号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第35号
議長 木村健一君
日程第10 議案第35号 初山別村教育委員会事務局等職員のサービスの宣誓に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大西教育次長。
教育次長 大西孝幸君
議案第35号 初山別村教育委員会事務局等職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
初山別村教育委員会事務局等職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、別紙の
ように制定するものとする。
令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲幸
提案理由 行政手続における「書面規制、押印、対面規制の見直し」を図るため、所要の改正
をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません
か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第35号 初山別村教育委員会事務局等職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第36号
議長 木村健一君
日程第11 議案第36号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし

ます。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第36号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村税条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和3年12月9日提出
初山別村長 宮本憲幸
提案理由 地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第36号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第37号
議長 木村健一君
日程第12 議案第37号 初山別村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之君
議案第37号 初山別村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和3年12月9日提出
初山別村長 宮本 憲 幸
提案理由 健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第37号 初山別村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第13 議案第38号
議長 木村健一君
日程第13 議案第38号 初山別村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
議案第38号 初山別村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村火入れに関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲幸
提案理由 行政手続における「書面規制、押印、対面規制の見直し」を図るため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第38号 初山別村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第39号
議長 木村健一君
日程第14 議案第39号 初山別村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
議案第39号 初山別村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和3年12月 9日提出
初山別村長 宮本 憲幸

提案理由 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第39号 初山別村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午前11時50分 再開 午後1時5分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第15 議案第40号
議長 木村健一君
日程第15 議案第40号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第40号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。

本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

これより歳出の質疑を行います。14ページからです。

4番 加藤一裕君

議長。

議長 木村健一君

4番加藤一裕君。

4番 加藤一裕君

19ページ 3目 老人福祉費 19節 扶助費

ここにぬくもり灯油とありますけれども、北海道でうたっている福祉灯油と同等の考え方でよろしいでしょうか。

住民課長 大水秀之君

議長。

議長 木村健一君

大水住民課長。

住民課長 大水秀之君

北海道で言っている福祉灯油と同じ内容だと思っております。市場価格が100円を超えた時に、一世帯当たり100リットル相当分の現物を支給するという内容になっております。

4番 加藤一裕君

議長。

議長 木村健一君

4番加藤一裕君。

4番 加藤一裕君

先般、協議会の後に北海道でこの福祉灯油につきまして、助成額5割増とうたっているところでございます。その辺の道の部分が今回の予算に加味されているのか、それともその辺の部分に

<p>おいて、予算として計上していないのか聞きたいと思います。</p>
<p>住民課長 大水秀之君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>大水住民課長。</p>
<p>住民課長 大水秀之君</p>
<p>北海道の福祉灯油と同じと先程申し上げましたけれども、考え方として同じという意味でございます。北海道から資金を貰って支給をしているわけではなくて、現段階では市町村単独で行うものになっております。北海道においては、5割増しということで今回決定したということがありますけれども、本村においては、従前同様100円を超えた段階において100リットル相当を支給するというので、従前と変わらない内容になっております。</p>
<p>4番 加藤一裕君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>4番加藤一裕君。</p>
<p>4番 加藤一裕君</p>
<p>当時の話しですと、北海道155市町村の自治体において、独自に福祉灯油の助成をしているということでありまして。初山別村においては、道の部分の助成金というのは、貰ってないという考え方でよろしいのでしょうか。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>暫時休憩します。</p>
<p>(休憩 午後 1時37分 再開 午後 1時40分)</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>再会します。</p>
<p>住民課長 大水秀之君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>大水住民課長。</p>
<p>住民課長 大水秀之君</p>
<p>基本的には、市町村が行う事業に対して、北海道が用意している地域づくり総合交付金という</p>

ものがあります。その中に福祉灯油に対する項目がありますので、後程実績に基づき申請をし、
交付をされるという流れになっております。現時点では村単独の事業として行うというものにな
っております。
4番 加藤一裕君
議長。
議長 木村健一君
加藤一裕君の本件に関する質疑は、すでに3回になりましたので、会議規則第54条の規定に
よって、発言は許しません。
1番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子君
18ページ 3目 老人福祉費 18節 負担金補助及び交付金
村のふくじゅ金交付金が大幅に減額になりました。ふくじゅ金は、喜寿・米寿・白寿の該当者
が少なくなったことだと思いますけれども、これは直接人口減少に繋がることでありまして、死
亡者と転出者の人数を教えてくださいと思います。
20ページ 5目 障害者自立支援費 19節 扶助費
日中一時支援事業給付費とありますけれども、日中一時支援の具体的な支援を教えてください。
26ページ 1目 農業委員会費 12節 委託料
農地情報公開システム農地台帳データ、これは農地情報を公開するのはどの範囲なのでしょう
か。具体的に教えて欲しいと思います。
30ページ 1目 商工業振興費 18節 負担金補助及び交付金
特定地域づくり事業協同組合設立準備に対して370万の補助金を予定しております。この事
業協同組合は、12月下旬に設立される予定になっております。大まかに今の時期具体的なもの
は出てきているであろうと思います質問致します。まず、事務所の設置場所と事務局長名、それから
組合員となる事業所数と職種、そしてこの協同組合は地域事業者の事業の維持拡大を推進するこ
とと共に、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作る、そして地域内外の若者等
を呼び込むことが出来るという建前があります。そうした中で、本村において、一次から三次産
業までの多様な仕事になるのかなと思いますけれども、派遣職員の募集の見通し等現時点で分かる

範囲で教えていただきたいと思います。以上です。

住民課長 大水秀之君

議長。

議長 木村健一君

大水住民課長。

住民課長 大水秀之君

私からは2点の質問についてお答え致します。まず1つ目が老人福祉費のふくじゅ金交付金額が当初予算から14万円減額された件でございますけれども、こちらについては、当初予算でそれぞれ77歳、88歳、99歳の33名の方に交付をするということで積算しておりました。実際に交付に当たって精査したところ、21名の方が該当するということで、当初の把握に一部誤りがあったところであります。その分について減額をしたという内容になっております。それともう1点、5目の障害者自立支援費の扶助費の中の日中一時支援事業給付費を今回新たに追加した点でございます。この日中一時支援事業でございますけれども、その制度については、障害者を日中一時預かりをする施設、それにより家族の負担軽減になり、或いは障害者の活動の場を提供するという制度がございます。これまで本村においてその利用者がなく、この金額については計上しておりませんでしたけれども、今般1名の方、児童ですけれども、日中保育所の後預かっていたきたいという件がありましたので、今回から新たに追加をしたものでございます。具体的には、羽幌のいちえという施設がございますけれども、そちらの方に一定期間、1日4時間以内ですけれども、日中一時そちらの施設の方に行くという内容になっております。ちなみに利用料金については、自己負担1割で9割が村負担という内容になっております。

経済課長 向井隆文君

議長。

議長 木村健一君

向井経済課長。

経済課長 向井隆文君

経済課の方で2点ほどお答えいたします。1点目になりますけれども、農業委員会費の委託料で農地情報公開システム農地台帳データ、この公開システムのデータの内容についてですが、一筆ごとの面積、それと地目とこれらが公開の対象となっております。以上です。2点目の特定地域づくり事業の関係でございますが、1点目の事務所の位置でございますが、今の予定としては12月の末に設立を予定しておりまして、年度内については、商工会の事務所をお借りするという

ことで聞いております。一応来年4月スタートの予定をしておりますけれども、その時点で正式に事務所を構えて実施する予定ということで、具体的な場所については聞いておりません。2点目ですけれども、局長についてですけれども、今現在予定されている方が居るということでお聞きはしておりますけれども、具体的な氏名につきましてはこの場では控えさせていただきたいと思えます。3つ目になりますけれども、組合員となられる事業所の関係ですけれども、今現在9事業所の組合への参加が見込まれるということで聞いております。業種につきましては、建設業・漁業・社会福祉法人・運輸業これらの業種の内容となっております。それから最後になりますけれども、職員の募集の関係ですけれども、議員ご指摘の通り村内外からの若者等の移住を促すことも一つの大きな目的となっております。例えば協力隊を卒業される方の定住ですとか、当然村外から呼び込むということも考えておりますが、組合としては今のところ広く募集をするということで考えております。以上です。

1番 高場志津子君

議長。

議長 木村健一君

1番高場志津子君。

1番 高場志津子君

再質問させていただきます。26ページの農業委員会費の農地情報公開システム、その当たりがよく具体的には分からないんですけれども、本村の農地全体がありますよね。それを何らかの方法で公開するというのがこれの始まりなのでしょうか。

経済課長 向井隆文君

議長。

議長 木村健一君

向井経済課長。

経済課長 向井隆文君

農地台帳というシステムがこれまでもインターネットを通じて公開はされておりました。只今の再アップ分といいますのは、そのデータを国と連動させて、来年度から国の手続きによって使っていくというものです。その為に年度内にこういったアップロード業務を完了させて下さいと国の指導があるものですから、年度内にその手続きを済ませようとするものであります。

3番 斉藤勝博君

議長。

議長 木村健一君
3番 齊藤勝博君。
3番 齊藤勝博君
22ページ 2目 予防費
ワクチンの3回目接種に関する質問です。これにつきましては、先日の全員協議会でも説明は受けておりますが、現時点で国の方にワクチンの在庫がファイザーで1,600万回分、モデルナで1,500万回分だそうです。もちろん初山別村へのワクチンの割り当てがあるかどうかというのが大前提の話になるかとは思いますが、各自治体の判断で2回目接種から8ヶ月を待たずに前倒し接種が出来るのであれば初山別村においては前倒し接種する可能性があるのか、その1点をお聞かせ願います。
住民課長 大水秀之君
議長。
議長 木村健一君
大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
新型コロナワクチンの3回目接種についてご説明を致します。前回全協でご説明をした時点では、国においては3回目の接種は8ヶ月を基本において、特殊な事情がある場合に限り6ヶ月に短縮しても構わないというスタンスでありました。その後、国の方でその内容を一部変更しております。6ヶ月経った時点で、各市町村の実情に合わせて打っても構わないということで国のスタンスが変わっております。それを受けて今現在村において調整、検討を進めております。6ヶ月を経過以降出来るだけ早い時期に3回目接種が出来ないかということで、調整を進めておりますので、調整が固まり次第村民の皆さんにお知らせをしようと考えております。ワクチンについては、12月の中旬以降ファイザーが配送されるという予定になっておりますので、ワクチンについては、間に合うだろうというふうに考えております。あとは体制をどうとるかというのが今時点の状況であります。
2番 三谷博子君
議長。
議長 木村健一君
2番 三谷博子君。
2番 三谷博子君

23ページ	2目	予防費	12節	委託料
クーポン券等作成業務委託料なんですけども、国の方で今全額現金支給でもどの形でも自治体に任せるとい形に変わってきているんですけども、初山別村では、半々でそのまま行く予定なんでしょうか。				
住民課長 大水秀之君				
議長。				
議長 木村健一君				
大水住民課長。				
住民課長 大水秀之君				
23ページの予防費、委託料、クーポン券等作成業務委託料ですけれども、このクーポン券については、3回目のワクチン接種にかかるクーポン券作成ということになっております。				
議長 木村健一君				
他に質疑はございませんか。				
(質疑なし)				
議長 木村健一君				
歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。				
1番 高場志津子君				
議長。				
議長 木村健一君				
1番高場志津子君。				
1番 高場志津子君				
12ページ	5目	雑入	1節	雑入
留萌中部3町村広域連携事務研究会清算金とありますが、今までに中部3町村で広域連携実務の研究してきた分野はどんな分野があって、その清算金とはいかなるものかという説明をお願いします。				
企画振興室長 山崎英樹君				
議長。				
議長 木村健一君				
山崎企画振興室長。				
企画振興室長 山崎英樹君				

<p>ご質問にお答え致します。留萌中部3町村広域連携実務研究会でございます。これは広く苫前・羽幌・初山別と広域的に何か出来ないかという連携してという部分を、職員同士で研究会として行うというような検討だったのですが、10年以上この研究会稼働しておりませんでした。それで羽幌町さんの方から申し出がありまして、今回これを解散することとして、そこで持っているお金を分配して、基本的に持ち分をいただくというような形で雑入で受けるという形にしております。</p>
<p>1番 高場志津子君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>1番高場志津子君。</p>
<p>1番 高場志津子君</p>
<p>今の件ですけども、実務研究会としては形をなさなかったのかもしれませんが、3町村で電算共同化協議会とかやってきましたよね。3町村で。そういう分類での広域連携をしてきた分野があるのであれば教えて欲しいと思います。</p>
<p>企画振興室長 山崎英樹君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>山崎企画振興室長。</p>
<p>企画振興室長 山崎英樹君</p>
<p>申し訳ありません。10年以上活動実績がないというような形で、10年以上前にどのような形で実際に会議を行われてきたかというのは、申し訳ないですが存じ上げません。調べまして回答させていただきたいと思います。</p>
<p>1番 高場志津子君</p>
<p>議長。</p>
<p>議長 木村健一君</p>
<p>1番高場志津子君。</p>
<p>1番 高場志津子君</p>
<p>私が聞いたのは、10年以上前の話しではなくて、この実務研究会一つの研究会とは別に、これとはかけ離れるかもしれませんが、3町村で色んな実務を共同でやってきたことはどんなことがありますかということを知りたかっただけで、後ほどでよろしいです。すみません。</p>

議長 木村健一君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一君
歳入の質疑がないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第40号 令和3年度北海道初山別村一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午後 2時 1分 再開 午後 2時20分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
はじめに先ほどの高場議員の質問の、留萌中部地域での連携事業について答弁を保留しておりましたので、説明致します。山崎企画振興室長。
企画振興室長 山崎英樹君
高場議員のご質問に改めてお答えさせていただきます。現在中部3町村でやっております連携した事業でございます。留萌中部振興協議会というものがございまして、移住した定住人口でもなく、観光にきた交流人口でもなく、現在地域とその多様に関わるものである関係人口に着目する動きというものができております。そのような中で、広域的な更なる取り組みとして、関係町村による関係人口を増やすこととしていくつかの事業が計画されております。その説明をさせていただきます。現在令和3年度計画で上がっておりますのが、北海道フェア、札幌ビール園麦酒

祭、ホクレンくるるの杜フェアの3本の事業で外に出向いて行きまして、PR等を行いましてこの3町村に来ていただくきっかけづくりと、もう一つは、ふるさと納税、色んな特産品を提供しているものですから、そういった部分でこれのPRが出来ないかなというような活動を行っております。ただ、昨年度からコロナ禍により、この事業実現に至っておりません。これについては、3町村で今後どうしていくかという検討を進めて話し合われる予定となっております。今、企画振興室で持っております留萌中部振興協議会の説明は以上となります。

日程第16 議案第41号

議長 木村健一君

日程第16 議案第41号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之君

議案第41号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第41号 令和3年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第42号

議長 木村健一君

日程第17 議案第42号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。大水住民課長。

住民課長 大水秀之君

議案第42号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号）について

別紙について朗読説明あり記載省略

議長 木村健一君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

（質疑なし）

議長 木村健一君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一君

異議なしと認め、これより採決します。

議案第42号 令和3年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第43号

議長 木村健一君

日程第18 議案第43号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第43号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)に
ついて
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第43号 令和3年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)は
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第19 議案第44号
議長 木村健一君
日程第19 議案第44号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
議案第44号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第44号 令和3年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上12月10日に審議を予定されております5件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、5件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。
(休憩 午後 2時44分 再開 午後 2時 45分)
議長 木村健一君
再開します。
追加日程第1 報 告 第 2 号
議長 木村健一君

追加日程第1 報告第2号 令和3年度学校定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対し、この写しを送付済みでありますので朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め朗読を省略します。
なお報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので、報告第2号 令和3年度学校定期監査の結果報告については報告済みとします。
追加日程第2 発議第5号
議長 木村健一君
追加日程第2 発議第5号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって発議第5号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。
追加日程第3
議長 木村健一君
追加日程第3 初山別村議会総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告についてであります。常任委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、閉会中の所管事務調査の報告がありました。
常任委員長より補足説明があれば発言を許します。
(補足なし)
議長 木村健一君

補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。

追加日程第 4

議長 木村健一君

追加日程第 4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第 5

議長 木村健一君

追加日程第 5 組合議会会議の報告についてを議題とします。

本日の定例会までに組合議会の会議に出席された議員に対し、会議規則等運用例 1 6 0 の規定によって会議の経過並びに結果について報告を求めます。3 番 齊藤勝博君。

3 番 齊藤勝博君

去る 9 月 2 1 日に招集された羽幌町外 2 町村衛生施設組合議会第 3 回臨時会及び 1 1 月 2 2 日に招集された第 4 回定例会について報告あり記載省略

議長 木村健一君

4 番 加藤一裕君。

4 番 加藤一裕君

去る 1 1 月 2 2 日に招集された北留萌消防組合議会第 2 回定例会について報告あり記載省略

議長 木村健一君

以上で組合議会の会議に出席された議員の報告が終わりましたので、これで報告済みとします。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第4回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和3年12月 9日 午後 2時51分)